

独立行政法人国立病院機構長良医療センター院内Wi-Fi利用規程

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構長良医療センター（以下「当院」という。）が患者の利便性の向上を図ることを目的として提供するWi-Fiによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用についてはこの規程の定めるところによる。

(規程の適用)

第2条 本サービスを利用するためには、本規程に同意しなければならない。なお、利用者が本サービスの利用を開始した場合、本規程のすべての内容に同意したものとする。

(利用者)

第3条 本規程でいう利用者とは、本サービスを利用する当院の患者をいう。当院の患者以外は、本サービスの利用をすることができない。

(本サービスの内容)

第4条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続ができる。

(本サービスの利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスの利用場所等は別表の通りとする。ただし、当院が必要と認めた場合、利用者に事前に通知することなく変更できるものとする。

(本サービスの利用)

- 第6条 Wi-Fi機能を搭載したスマートフォン等は、利用者が準備するものとする。
- 2 本サービスを利用するための通信機器等の設定および操作は利用者が行うものとする。
 - 3 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。
 - 4 本サービスの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
 - 5 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等、その他関係法律等を遵守しなければならない。
 - 6 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。
 - 7 本サービスを利用するための当院への申請等は不要とする。ただし、本規程に定める利用規程に同意しなければ利用することができない。

(禁止事項)

- 第7条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を禁止する。
- 一 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - 二 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - 四 誹謗中傷する行為
 - 五 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - 六 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - 七 SSIDおよびパスワードを不正に使用する行為
 - 八 コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - 九 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引およびその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為

- 十 ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

(利用資格の停止・取消し)

第8条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取り消すことができる。

- 一 禁止事項に該当する行為をした場合
- 二 本規程に違反した場合
- 三 その他利用者として当院が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

第9条 当院は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- 一 システム保守および設備の点検工事を行う場合
- 二 地震等自然災害、停電その他の非常事態により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合
- 三 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない理由がある場合
- 四 その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第10条 当院は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、当院は一切責任を負わないものとします。
- 3 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、当院は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当院は一切の責任を負わないものとします。
- 5 当院は、利用者の承諾なく、本サービスの内容を変更することができるものとします。

(利用規程の変更)

第11条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規程を変更することができる。

この規程の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規程に同意したものとする。

附 則 この規程は令和5年3月1日から施行する。
この規程は令和5年7月1日から一部改正する。

別表 (第5条関係)

利用場所	利用者	利用時間
外来管理治療棟 1階	外来患者	8:30~17:15 (救急外来は制限なし)
中央2階病棟	医師が必要と認めた入院患者	制限なし
中央4階病棟	有料個室入院患者	制限なし
中央5階病棟	医師が必要と認めた入院患者	制限なし
中央6階病棟	医師が必要と認めた入院患者	制限なし
中央7階病棟	医師が必要と認めた入院患者	制限なし